

1 児童虐待とは

児童虐待防止法に定義された4種類の児童虐待と具体的な虐待行為

虐待の種類	定義された虐待行為	具体的な行為と結果など
身体的虐待	児童の身体に外傷を生じるような暴行を加えること	首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、タバコの火を押し付ける、熱湯をかける、冬戸外に締め出すなど生命・健康に危険のある行為
性的虐待	児童にわいせつな行為をすること、させること	子どもへの性的行為の強要・教唆、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体などに子どもを強要するなどの行為
ネグレクト	著しい減食、長時間の放置、保護者の監護を怠ること	重大な病気になっても病院につれていかない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置する、適切な食事を与えない、極端に不潔な環境の中で生活させるなど保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為 保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待と同様の行為を保護者が放置することも含まれます
心理的虐待	児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	子どもの心を傷つけるようなことを繰り返し言う、無視する、他のきょうだいはと著しく差別的な扱いをするなど心理的外傷を与える行為 子どもの目の前で配偶者に対する暴力も子どもに著しい心理的外傷を与える場合は虐待にあたります

(参考:子どもの虹情報センターHP)

2 児童虐待の影響

児童虐待は子どもへの人権侵害であり、時には生命をも脅かし、心に深い傷を残し、人格形成に大きな影響を与えます。児童虐待による不適切な扱いや心理的外傷は、人格や知的発達を障害し、情緒や行動面にも深刻な影響を与えます。非行、不登校、引きこもり、自殺企図、思春期以後に現れる精神疾患など様々な社会的不適応行動の原因になることもあります。

3 医療関係者の役割

・児童虐待の早期発見・通告は医療機関と医療従事者の責務です

病院、学校、児童福祉施設などの団体、及び医師、保健師など、児童福祉に職務上関係のある者は、子どもの虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子どもの虐待の早期発見に努める義務があります。(児童虐待防止法第5条第1項)

・通告義務は守秘義務に優先します

虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、市町村、福祉事務所、または児童相談所に通告する義務があります。(児童福祉法第25条、児童虐待防止法第6条第1項)

この通告によって、医療関係者が守秘義務違反(刑法第134条・個人情報保護法第16条第1項等)に問われることはありません。

(児童虐待防止法第6条第3項・個人情報保護法第16条第3項)

医療機関の役割は、虐待を見逃さないこと、子どもの安全を守ることです。

4 児童虐待対応の流れ

発見と診断

- ・診察時には「子どもの虐待」を鑑別診断にあげる。
- ・保護者や子ども本人が否定しても虐待のことがある。
- ・「しつけ」との主張は虐待を否定する根拠にならない。

虐待を疑ったら

- ・緊急介入が必要かどうか重症度の把握

「家に帰せるかどうか」=「児童の生命の安全が確保されているか」の判断が重要です。